

○国土交通省告示第 号

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）別表の備考二の規定に基づき、国土交通大臣が定める市町村の区域を次のように定める。

令和 年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

開発道路に関する占用料等徴収規則別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域

開発道路に関する占用料等徴収規則別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域は、次のとおりとする。

- 一 第二級地 札幌市の区域をいう。
- 二 第三級地 函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、江別市、千歳市、恵庭市及び北広島市の区域をいう。
- 三 第四級地 釧路市、帶広市、登別市、北海道伊達市、石狩市、北斗市、同道亀田郡七飯町、同道虻田郡俱知安町及び同道岩内郡岩内町の区域をいう。
- 四 第五級地 市町村の区域で第二級地、第三級地及び第四級地以外のものをいう。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（関係告示の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 平成二十五年国土交通省告示第千百二十九号
- 二 平成二十九年国土交通省告示第二十九号
- 三 令和元年国土交通省告示第五百六十一号
- 四 令和四年国土交通省告示第千二百六十四号